

2025年4月1日

【1】 一戸建て住宅 (税込)

種別	審査の区分	料金		
		確認併願	単独	性能評価等併願
一戸建て	200㎡以下	31,900	38,500	12,100
	200㎡超	33,000	40,700	13,200

【2】 共同住宅等 (税込)

種別	審査の区分	料金		
		確認併願	単独	性能評価等併願
共同住宅等	住戸のみ	基本料金66,000	基本料金88,000	基本料金33,000
		+ 2,200 × 対象住宅戸数	+ 2,200 × 対象住宅戸数	+ 2,200 × 対象住宅戸数
	住棟全体	基本料金66,000	基本料金88,000	基本料金33,000
		+ 2,200 × 対象住宅戸数	+ 2,200 × 対象住宅戸数	+ 2,200 × 対象住宅戸数
		+ 共用部分55,000	+ 共用部分66,000	+ 共用部分33,300

- ※ 確認併願：当機関に建築確認申請の依頼と併願する場合
- ※ 性能評価等併願：当機関に設計性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物、建築物エネルギー消費性能適合判定、適合証明（フラット35）の結果を活用し、審査できる場合をいう。ただし、審査項目及び計算結果が同一でない場合又は他機関による場合は除く。
- ※ 共用部分を含まない二世帯住宅及び長屋建て住宅等については、一戸建て住宅の料金に住戸数を乗じた額とします。
- ※ 共同住宅等で1住戸のみの申請の場合は、一戸建ての住宅の料金とします。
- ※ 変更審査の場合は、当初料金の1/2とします。
- ※ 次のいずれかに該当する場合は、再申請（新規手数料）となります。
 - 1. 建物種別や用途、規模の変更で手数料区分が変わる変更や過半以上が再審査となる場合
 - 2. 直前のBELS評価書を他機関で交付された場合
- ※ 当機関が発行した評価書の再交付料金は1通につき5,500円（税込）とします。
- ※ 表示プレートをご希望の場合、協会等に支払う作成費が別途必要となります。

【3】非住宅建築物

区分		床面積	確認併願	単独
モデル建築法	工場・倉庫等 以外の用途	300㎡未満	99,000	110,000
		300㎡～1,000㎡未満	132,000	145,200
		1,000㎡～2,000㎡未満	165,000	181,500
		2,000㎡～5,000㎡未満	198,000	217,800
		5,000㎡～10,000㎡未満	242,000	266,200
		10,000㎡～20,000㎡未満	286,000	314,600
		20,000㎡～50,000㎡未満	330,000	363,000
		50,000㎡以上	別途見積り	
	工場・倉庫等	300㎡未満	49,500	55,000
		300㎡～1,000㎡未満	66,000	72,600
		1,000㎡～2,000㎡未満	82,500	90,750
		2,000㎡～5,000㎡未満	99,000	108,900
		5,000㎡～10,000㎡未満	121,000	133,100
		10,000㎡～20,000㎡未満	143,000	157,300
		20,000㎡～50,000㎡未満	165,000	181,500
		50,000㎡以上	別途見積り	
標準入力法 (主要室入力法 を含む)	工場・倉庫等 以外の用途	300㎡未満	217,800	240,000
		300㎡～1,000㎡未満	242,000	266,200
		1,000㎡～2,000㎡未満	286,000	314,600
		2,000㎡～5,000㎡未満	385,000	423,500
		5,000㎡～10,000㎡未満	462,000	508,200
		10,000㎡～20,000㎡未満	550,000	605,000
		20,000㎡～50,000㎡未満	660,000	726,000
		50,000㎡以上	別途見積り	
	工場・倉庫等	300㎡未満	108,900	119,900
		300㎡～1,000㎡未満	121,000	133,100
		1,000㎡～2,000㎡未満	143,000	157,300
		2,000㎡～5,000㎡未満	192,500	211,750
		5,000㎡～10,000㎡未満	231,000	254,100
		10,000㎡～20,000㎡未満	275,000	302,500
		20,000㎡～50,000㎡未満	330,000	363,000
		50,000㎡以上	別途見積り	

※ 確認併願：当機関に建築確認申請の依頼と併願する場合

※ 複数の建築物用途の場合は、用途区分の計算対象面積が大きい方の手数料となります。
その場合の計算対象面積は全建築物の合計床面積となります。

※ 当機関において建築物エネルギー消費性能適合性判定申請及び低炭素建築物と併願でかつ計算方法が同一の場合は、上記各手数料の1/5とします。

※ 変更審査の場合は、当初料金の1/2とします。

※ 次のいずれかに該当する場合は、再申請（新規手数料）となります。

1. 建物種別や用途、規模の変更で手数料区分が変わる変更や過半以上が再審査となる場合
2. 直前のBELS評価書を他機関で交付された場合

※ 当機関が発行した評価書の再交付料金は1通につき5,500円（税込）とします。

※ 表示プレートをご希望の場合、協会等に支払う作成費が別途必要となります。